平成３０年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(社会保障関係)

平成２９年７月２７日

全　国　知　事　会

【社会保障関係】

地域において住民が安心して暮らすことができるよう、国と地方が一体となって社会保障サービスを提供し、支えていることを踏まえ、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら、持続可能な社会保障制度を確立していくことは、国が進める「一億総活躍社会」の実現にもつながるものである。

国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実に生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することがないよう、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について適切かつ真摯に対処するよう要望する。

なお、消費税率の10%への引上げが平成31年10月まで延期されたが、社会保障の充実・安定化に向けて必要な財源措置を確実に講じるよう、併せて要望する。

１　都道府県の保健ガバナンス強化への対応について

「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」において、都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた方針等が示された。

都道府県が地域における「予防・健康・医療・介護」について、幅広い役割を発揮することが求められている。ガバナンスの強化の検討に当たっては、社会保障における国の役割と責任を明らかにした上で、都道府県と十分に協議し、人材確保や予算措置など必要な措置を確実に講じること。

２　超高齢社会への対応について

（１）地域包括ケアシステムの構築等

医療や介護が必要な状態となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域において生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築するためには、生活の前提となる住まいと自立的な暮らしのための生活支援や社会参加の機会が確保され、必要に応じ、専門職による医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどが提供されることが必要である。

中山間地域や離島をはじめ、住んでいる地域によって受けられるサービスに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、基盤整備及び人材確保のための支援、診療報酬及び介護報酬の見直しなどを適切に行うこと。

（２）介護人材の確保

介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、介護人材の処遇改善を介護報酬に適切に反映させるとともに、介護職への理解促進とイメージアップの推進による社会的評価の向上、多様な人材（外国人を含む）の確保対策やキャリアパスの確立などにより、介護サービスの質と量の確保に向けた実効性のある施策を強力に推進すること。

３　少子化対策の推進について

少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことができるよう、引き続き、待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むなど、子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、所得制限の緩和など幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充、多子世帯に有利な税制等の構築などにより、より一層経済的負担の軽減を図ること。

さらに、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

４　障害者保健福祉施策の推進について

改正障害者総合支援法の円滑な施行に向け、具体的な制度設計に当たっては、地方自治体と十分に協議するとともに、障害者や事業者に混乱が生じないよう、早期に制度の詳細を提示すること。

また、改正児童福祉法により地方自治体に障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児支援が新たな段階を迎える中で、特に、医療的ケアの必要な障害児への支援や地域の実情を踏まえた福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備に当たっては、都道府県等の円滑な運用に向けた支援や財政措置を十分に講じるようにすること。

併せて、社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業、精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療体制整備、自殺対策事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

さらに、手話習得の機会確保など、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

５　貧困対策の推進について

生活保護制度については、生活保護費の国庫負担率（国４分の３）を含めた国と地方の役割分担を最低限堅持し、真に保護が必要な人が適切に受給できる制度を維持するとともに、就労可能な生活保護受給者の自立を助長できる制度の整備を一層促進するなど､全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、不断の見直しを行うこと。

また、生活困窮者自立支援制度は、貧困対策の両輪として生活保護制度と一体的に運用することが効果的であることから、引き続き、地方の意見を十分に反映し、真に実効ある制度とすること。

６　厳しい環境にある子どもたちへの支援について

平成27年12月の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等､特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化を含め、施策の充実のために必要な財政措置を講じること。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引上げを図るなど必要な支援を行うこと。

また、改正児童福祉法等により、児童相談所等の体制強化や司法の関与が図られることになったが、制度の導入に当たっては、地方と十分に協議を行うこと。併せて、専門職の配置義務や職員の専門性の向上への対応及び児童相談所の体制強化のため､引き続き､国の責任において人材の育成・確保を図るとともに、財政的支援策を講じること。

７　地域共生社会の実現に向けて

国においては、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、改革を進めているところであるが、真に必要な公的支援を地域住民に肩代わりさせることのないよう留意するとともに、十分な財源措置と必要な支援を行うこと。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する地域生活定着促進事業についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

８　地域医療体制の整備について

（１）地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は、地域医療構想に基づき、平成37年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制を確保することが求められている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

また、自治体病院等については、救急医療・へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

さらに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、患者負担の増加や医

療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、速やかに、地域医療体制確保の観点から適切に対応すること。

（２）医療人材の確保

国においては、新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョンに係る報告書を取りまとめるとともに、平成30年度からの新たな専門医制度等医療人材の資質向上に係る環境整備を進めているところであるが、医学部地域枠の在り方に係る検討も含め、医療人材の偏在解消、地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。

併せて、平成30年度から開始される新たな専門医制度については、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことのないよう、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度とし、制度開始までに関係者の不安を払拭すること。

さらに、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

９　医療保険制度改革の推進について

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下､地方と十分な協議を行いながら医療保険制度の改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、平成30年４月の財政運営の都道府県単位化への円滑な移行に向け、徒な混乱が生じないよう、公費の弾力的活用、制度改革の周知・広報の徹底など万全な対応を講じるとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援の拡充については、消費税率の引上げ等の状況に関わらず、国の責任において確実に行うこと。また、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じること。

併せて、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

さらに､医療費適正化の推進については､国はその役割と責任を果たした上で、都道府県等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施できるよう必要な支援を行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

１０　健康づくりの推進について

（１）健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

日本健康会議において採択された「健康なまち・職場づくり宣言２０２０」を受け、政府において具体的な施策を検討されているが、地方自治体における自発的な取組につながるよう、地方の意見を十分に聞くこと。

受動喫煙防止対策の強化に係る法整備に向けた検討が行われているが、都道府県等や関係機関と十分に協議を行いながら制度設計を行い、標準的な運用基準を明確に示すとともに、人件費を含め十分な財政措置を講じるなど、実効性のあるものとすること。

（２）疾病予防対策の推進

難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、平成 30 年度からの新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

また、がん検診の受診率の向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するため、検診実施者間の情報共有を可能とする体制の整備など具体的な取組を進めること。

１１　人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。併せて、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、ヘイトスピーチの解消に向けた地方自治体の取組に必要な財政措置等を講じること。

加えて、部落差別の解消に向けて、昨年12月に公布、施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する国の施策（相談体制の充実、教育・啓発、実態調査）について、その内容や国と地方の役割分担の考え方、スケジュール等を早急に明らかにすること。